

令和５年度八千代市教育委員会第１２回定例会

令和６年３月２５日

午前９時３０分

議 事 日 程

１ 開会

２ 会議録署名人の指定

３ 令和５年度教育委員会第１１回定例会会議録の承認

４ 報告事項

（１）教育長報告

（２）各課報告

５ 報告

報告第１号 臨時代理の報告について

６ 議事

議案第１号 八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校管理規則の一部
を改正する規則の制定について

議案第２号 八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

議案第３号 学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置に伴う委員の
任命について

議案第４号 職員の任免について

７ 閉会

【教育長報告】

- 1 令和6年第1回八千代市議会定例会について

【各課報告】

- 1 審議会等の開催状況について

- (1) いじめ問題対策調査委員会（指導課）
- (2) いじめ問題対策連絡協議会（指導課）
- (3) 八千代市文化財審議会（文化・スポーツ課）

- 2 「八千代市学校教育推進計画進行管理委員会報告」について
（指導課）…資料1

- 3 教育論文について（指導課）…資料2

- 4 令和5年度葛南地方生涯学習振興大会について（生涯学習振興課）

- 5 大和田図書館・大和田公民館複合施設の恒久的な施設のあり方について
（生涯学習振興課）…資料3

報告第 1 号

臨時代理の報告について

令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号）案を下記のとおり市長に申し出ることについて，教育長をして臨時に代理したので報告する。

令和 6 年 3 月 2 5 日報告

八千代市教育委員会
教育長 小 林 伸 夫

記

令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号）案

令和6年度 八千代市一般会計補正予算（第1号）案

令和6年3月19日臨時代理

歳入

(単位：千円)

No.	科				目				補正前	補正額	計	担当課
	款		項	目	節	節	細	節				
1	17	県支出金	2	県補助金	7	教育費 県補助金	3	保健体育費 補助金	15	公立学校給食費 無償化支援事業 補助金	38,878 △2,049	保健体育課
2	20	繰入金	2	基金繰入金	1	財政調整基 金繰入金	1	財政調整基 金繰入金	5	財政調整基金繰 入金	1,340,240 40,718	財政課
3	22	諸収入	5	雑入	2	雑入	1	給食費収入	20	学校給食費収入	814,866 △38,669	保健体育課
計											2,193,984 0 2,193,984	

議案第 1 号

八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する
規則の制定について

八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則
を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

八千代市教育委員会

教育長 小 林 伸 夫

八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する
規則

八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校管理規則（昭和 3 9 年八千代市
教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条の次に次の 1 条を加える。

（業務量の適切な管理）

第 4 3 条の 2 教育委員会は，義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する
特別措置に関する条例（昭和 4 6 年千葉県条例第 6 6 号。以下「給特条例」
という。）第 1 1 条の規定により，市立の義務教育諸学校等（給特条例第 2
条第 1 項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（学
校職員であって，給特条例第 2 条第 2 項に規定する教育職員であるものをい
う。以下同じ。）が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な
管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉
の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第
1 号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（学
校職員の勤務時間等に関する規則（平成 7 年千葉県教育委員会規則第 2 号。
以下「学校職員の勤務時間規則」という。）第 1 0 条に規定する祝日法によ
る休日及び年末年始の休日（学校職員の勤務時間規則第 1 1 条第 1 項の規定
により代休日を指定されて，当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務

した場合における当該休日を除く。），当該代休日並びに職員の給与に関する条例第17条に規定する人事委員会規則で定める日以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月において45時間

(2) 一の年度において360時間

2 教育委員会は、市立の義務教育諸学校等の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、当該教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月において100時間未満

(2) 一の年度において720時間

(3) 一の年度の初日から1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 一の年度のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により市立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員についての前2項の適用については、第1項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」と、第2項中「45時間」とあるのは「42時間」とする。

4 前3項に定めるもののほか、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の第43条の2第2項第3号の規定の適用については、同号中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間（令和6年4月以後の期間に限る。）」とする。

提案理由

教育職員の業務量の適切な管理を図るため、規則を改正いたしたい。

議案第 2 号

八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

八千代市教育委員会
教育長 小 林 伸 夫

八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
八千代市学校運営協議会規則（令和 4 年八千代市教委規則第 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 5 委員の身分は、非常勤特別職とし、委員の報酬は、八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 4 9 年八千代市条例第 1 号）に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

学校運営協議会の委員の身分及び支給体系を明文化するため、規則を改正いたしたい。

議案第 3 号

学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置に伴う委員の任命について
学校運営協議会及び地域学校協働本部の委員に下記の者を任命したいので、
ご承認願いたい。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

八千代市教育委員会

教育長 小 林 伸 夫

記

1 学校運営協議会委員の任命

(1) 大和田小学校

委員の任期満了に伴い、新たな委員を任命したい。

任期：令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

学校名	氏名	所属名・役職名	備考
大和田小学校	杉山 晴康	大和田地区主任児童委員	再任
	新谷 等	萱田町区会長	再任
	八巻 憲一	大和田小学校 P T A 会長	再任
	大澤 こずえ	八千代市社会福祉協議会 大和田副支会長	再任
	小野寺 ひでみ	すずかけっこ役員	再任
	木村 恵子	元八千代台東第二小校長	再任
	池田 温子	令和 4 年度学校評議員	再任
	小林 裕	令和 4 年度学校評議員	再任
	山本 正義	大和田小学校 校長	再任
	内野 武弘	大和田小学校 教頭	再任

(2) 高津小学校

委員の任期満了に伴い、新たな委員を任命したい。

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

学校名	氏名	所属名・役職名	備考
高津小学校	佐々木 俊一	高津・緑が丘地域学校協働本部統括コーディネーター	再任
	内藤 俊夫	元みどりが丘小学校 校長	再任
	伊佐山 巧	地域学校協働活動推進員	再任
	高島 伸一	令和4年度PTA会長	再任
	福嶋 陽平	令和5年度PTA会長	再任
	市村 順一郎	高津小学校 校長	再任
	菊地 正一	高津小学校 教頭	再任

(3) 萱田小学校

学校運営協議会の設置に伴い、新たに委員を任命したい。

任期：令和6年3月25日～令和6年3月31日

令和6年4月1日～令和8年3月31日

学校名	氏名	所属名・役職名	備考
萱田小学校	麻生 秀樹	学校評議員	新任
	市山 寛朗	萱田FC代表	新任
	中島 崇	萱田小学校 PTA会長	新任
	岩澤 良隆	ボルピィ会会長	新任
	齊藤 裕一	子供たちを明るく健やかに育てる会会長	新任
	津川 恵美子	パーゴラの会	新任
	高木 雅晴	萱田小学校 校長	新任
	本橋 尚美	萱田小学校 教頭	新任

(4) 新木戸小学校

学校運営協議会の設置に伴い、新たに委員を任命したい。

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

学校名	氏名	所属名・役職名	備考
新木戸小学校	一 雅雄	元新木戸小学校父親の会 会長	新任
	小笠原 裕	新木戸小学校 学校評議員	新任
	高崎 哲矢	新木戸小学校 P T A会長	新任
	松本 卓朗	新木戸小学校父親の会 会長	新任
	宮城 昭乃	新木戸小学校 学校評議員	新任
	鈴木 美子	新木戸小学校 学校評議員 元みどりが丘小学校 校長	新任
	長島 秀一	新木戸小学校 校長	新任
	土橋 智子	新木戸小学校 教頭	新任
	山崎 真	新木戸小学校 教頭	新任

(5) みどりが丘小学校

学校運営協議会の設置に伴い、新たに委員を任命したい。

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

学校名	氏名	所属名・役職名	備考
みどりが丘小学校	菅谷 貢	地域学校協働活動推進員	新任
	坂井 誠一	地域学校協働活動推進員	新任
	山上 深雪	令和5年度みどりが丘小学校 保護者会長	新任
	岡田 久恵	令和6年度みどりが丘小学校 保護者会長	新任
	中村 真悟	みどりが丘小学校父親の会 会長	新任
	内藤 俊夫	元みどりが丘小学校 校長	新任
	瀬口 朗子	みどりが丘小学校 校長	新任
	阿部 勝人	みどりが丘小学校 教頭	新任
	安藏 重幸	みどりが丘小学校 教頭	新任

(6) 高津中学校

学校運営協議会の設置に伴い、新たに委員を任命したい。

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

学校名	氏名	所属名・役職名	備考
高津中学校	樋口 充紀	元保護者会会長 高津中学校評議員	新任
	松土 吉美	高津中学校評議員	新任
	加藤 英昭	高津中学校 校長	新任
	逢坂 誠	高津中学校 教頭	新任
	鎌水 竜太	高津中学校 教頭	新任

2 地域学校協働本部運営委員の任命

(1) 大和田小学校

委員の任期満了に伴い、新たな委員を任命したい。

任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

学校名	氏名	所属名・役職名	備考
大和田小学校	杉山 晴康	大和田地区主任児童委員	再任
	新谷 等	萱田町区会長	再任
	八巻 憲一	大和田小学校 PTA会長	再任
	大澤 こずえ	八千代市社会福祉協議会 大和田副支会長	再任
	小野寺 ひでみ	すずかけっこ役員	再任
	木村 恵子	元八千代台東第二小校長	再任
	池田 温子	令和4年度学校評議員	再任
	小林 裕	令和4年度学校評議員	再任
	山本 正義	大和田小学校 校長	再任
	内野 武弘	大和田小学校 教頭	再任

(2) 高津・緑が丘地域学校協働本部

委員の任期満了に伴い、新たな委員を任命したい。

任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

学校名	氏名	所属名・役職名	備考
高津・緑が丘 地域	佐々木 俊一	高津・緑が丘地域学校協働 本部統括コーディネーター	再任
	久保 光則	元南高津小学校 校長	再任
	出倉 幸夫	元東高自治会 会長	再任
	結城 慶一	元西高津小学校 PTA会長	再任
	石橋 義秀	元西高津小学校 校長	再任
	須藤 隆之	西高津小学校 校長	再任
	伊佐山 巧	元高津小学校父親の会 会長	再任
	内藤 俊夫	元みどりが丘小学校 校長	再任
	市村 順一郎	高津小学校 校長	再任
	清水 純子	東高津中学校保護者会 会長	再任
	土屋 雅子	南高津小学校 校長	再任
	一 雅雄	元新木戸小学校父親の会 会長	再任
	寺田 好江	元新木戸小学校 校長	再任
	小笠原 裕	元新木戸小学校父親の会 副会長	再任
	長島 秀一	新木戸小学校 校長	再任
	菅谷 貢	元みどりが丘小学校保護者 会 会長	再任
	坂井 誠一	元みどりが丘小学校 校長	再任
	瀬口 朗子	みどりが丘小学校 校長	再任
	樋口 充紀	元高津中学校保護者会 会長	再任
	藤原 朗	元高津中学校 校長	再任
	加藤 英昭	高津中学校 校長	再任
	山口 信行	元高津小学校父親の会 GM	再任
	遠藤 昭司	元東高津中学校 校長	再任

高津・緑が丘 地域	田中 しをり	東高津中学校 校長	再任
	宋浦 重智	元みどりが丘小学校 校長	再任
	風戸 佳代	元高津小学校・高津中学校 P T A 副会長	再任

(3) 萱田小学校

地域学校協働本部の設置に伴い、新たに委員を任命したい。

任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

学校名	氏名	所属名・役職名	備考
萱田小学校	麻生 秀樹	学校評議員	新任
	市山 寛朗	萱田F C 代表	新任
	中島 崇	萱田小学校 P T A 会長	新任
	岩澤 良隆	ボルピィ会会長	新任
	齊藤 裕一	子供たちを明るく健やかに育 てる会会長	新任
	津川 恵美子	パーゴラの会	新任
	高木 雅晴	萱田小学校 校長	新任
	本橋 尚美	萱田小学校 教頭	新任

令和5年度「八千代市学校教育推進計画」アンケート調査結果及び考察

アンケートに答えた教職員の回答数	令和4年度	302	上段 令和4年度 下段 令和5年度
	令和5年度	302	
アンケートに答えた地域、保護者の回答数	令和4年度	494	
	令和5年度	412	

A 大変よい B よい C もう少し D 努力がいる 前年比

△ 対前年比 5ポイント以上上昇

▼ 対前年比 5ポイント以上下降

基本施策1 安心・安全な教育環境の整備

具体的な取組		教職員				地域、保護者			
		A	B	C	D	A	B	C	D
取組	1	教育委員会は、地域の実情に応じて、小中義務教育学校の適正配置を推進している。							
		15.9	58.3	19.9	6.0	10.7	59.1	22.7	7.5
	2	教育委員会は、学校・保護者・地域住民の方から要望のあった施設整備について、適切な対応を進めている。							
		15.6	59.9	20.9	3.6	9.5	63.3	19.4	8.3
	3	経済的に就学困難な児童生徒の支援について、制度の周知及び申請の利便性の向上に努めている。							
		7.0	40.4	31.5	21.2	10.5	37.0	35.4	17.0
考察	1	【1 学校の適正配置】についての調査結果では、否定的な回答が減少した。学校適正配置検討委員会及び通学区域審議会における検討・審議の過程や結果を校長会議で伝えたり、ホームページで公表したりしていることが評価されたのではないかと考えられる。また、西八千代地区の小学校新設について、地域において「説明及びご意見を伺う会」を実施するなど、今後も学区の再編や学校の適正配置について、学校・保護者・地域への周知に努めていく必要があると考えられる。							
		6.6	41.1	△37.1	▼15.2	▼4.9	△45.4	▼29.1	21.1
	2	【2 学校教育施設の改修・整備】については、学校により老朽化状況にばらつきがあるなか、老朽化が進んでいる学校から「もう少し」、「努力がいる」と回答を受けていると考えられる。今後もよりよい学校環境の整備に継続して取り組むとともに、学校教育施設の改修・整備の取組状況の周知に努めていく必要がある。							
		12.6	63.9	18.9	4.6	12.6	64.4	18.4	4.7
	3	【3 就学困難な児童生徒の支援】については、年度当初に全児童生徒を対象に就学援助の案内文書を配布し、内容についてもより見やすく、わかりやすくなるよう、毎年改良を加えている。また、申請書の様式をホームページに掲載し、ダウンロードを可能にするなど、利便性の向上に努めていることから、地域・保護者の肯定的な回答が75%を超えたと考えられる。今後も申請しやすい環境づくりを工夫する必要があると考えられる。							
		9.3	64.5	22.8	3.3	9.7	68.2	18.9	3.6

基本施策2 教育内容の充実

具体的な取組			教職員				地域、保護者			
			A	B	C	D	A	B	C	D
取組	1	ESD(持続可能な開発のための教育)を推進している。	17.5	59.9	20.2	2.3	9.5	58.7	25.9	5.9
			16.9	61.9	18.9	2.3	7.8	60.2	28.4	4.1
	2	教職員の資質向上と学級経営の充実を図っている。	15.6	65.5	15.6	3.3	11.5	56.5	22.7	9.3
			12.3	63.9	18.5	5.3	10.9	▼50.7	△28.6	10.2
	3	国際教育・外国語教育の充実を図っている。	14.2	61.7	21.5	2.6	7.7	51.2	33.4	7.7
			12.9	60.9	22.5	3.6	8.0	▼46.1	34.7	11.7
	4	情報通信技術(ICT)の活用を推進している。	24.2	53.9	14.9	7.0	11.9	41.7	32.2	14.2
			▼14.2	50.7	△25.2	9.9	7.5	44.7	34.7	13.6
	5	道徳教育・人権教育及び体験活動を通して、豊かなこころの育成に努めている。	15.9	65.9	16.6	1.7	16.2	57.6	21.3	4.9
			▼10.9	△72.5	14.6	2.0	13.1	△65.5	17.0	4.9
	6	郷土学習、伝統や文化に関する教育の充実を図っている。	7.3	57.0	32.5	3.3	15.2	56.0	24.3	4.5
			8.6	56.0	32.5	3.0	10.7	△65	20.4	4.4
	7	生徒指導体制・教育相談体制の充実を図っている。	15.6	66.9	13.2	4.3	14.2	58.0	22.5	5.3
			14.6	66.6	17.9	1.0	10.0	58.5	24.3	7.8
	8	大学等教育機関との連携を図っている。	8.6	57.6	26.2	7.6	4.5	48.3	38.9	8.3
			10.9	61.9	22.5	4.6	2.9	△53.6	35.0	9.0
考察	【1 ESDの推進】については、肯定的な回答が、教職員は75%を超えているが、地域・保護者は70%に達していない。今後も、ホームページ等を活用して各校における具体的な取組を積極的に発信していく必要があると考えられる。 【2 教職員の資質向上と学級経営の充実】については、若年層教員の増加により教職員の資質向上の研修が必要であるとする。今後も、教育委員会と各学校とで連携しながら教職員の研修履歴に応じた授業力向上や学級経営の研修の充実を図っていく必要があると考えられる。 【3 国際教育・外国語教育の充実】については、教職員と地域・保護者の肯定的な回答に差が見られる。今後も、八千代市独自の言語活動科の充実を図り、オンラインによるALTとの英会話体験等の取組について充実させるとともに地域・保護者への周知に努めていく必要があると考えられる。 【4 ICT活用の推進】について、教職員のアンケート結果では、肯定的な回答の割合が低下している。アンケートの回答を確認すると「タブレットの持ち帰りができるようにしてほしい」「安定したネットワーク環境を実現してほしい」というものがあった。次期システム更新ではこれらの課題を解決できるように計画を進めている。また、ICTの活用場面を想定した実践的な研修をさらに充実していきたいと考えている。 【5 豊かなこころの育成推進】については、地域・保護者の肯定的な回答が前年度と比べて約5%増の78.6%となっている。これは、コロナ禍の規制の緩和により、宿泊学習等の体験活動が復活したことや保護者へ道徳の授業を公開する機会が増えたことが要因であるとする。 【6 郷土愛を育む教育の充実】については、全体として肯定的な回答が増加している。コロナ禍を経て学習の状況に変化があり、郷土学習、伝統や文化に関する体験学習が復活したことや各校でICT機器を活用した取組などを展開していったことが要因と考えられる。 【7 生徒指導と教育相談の充実】については、教職員の肯定的な回答は80%を超えているが、保護者は70%に達していない。今後も、子どもに寄り添った丁寧な取組を行い、学校における教育相談の充実が図れるよう研修の充実を図るとともに関係機関と連携した組織体制づくりに努めていく必要があると考えられる。 【8 八千代教育サミットの推進】については、保護者の約40%が「もう少し」と回答している。今後は、教育サミットの内容や取組を保護者に周知していく必要があると考えられる。									

基本施策3 特別支援教育の充実

				教職員				地域、保護者			
具体的な取組				A	B	C	D	A	B	C	D
取組	1	個に応じた支援の充実を図っている。	13.0	55.3	25.5	6.6	10.1	56.9	25.9	7.1	
			▼7.9	58.6	24.8	8.6	8.3	59.7	25.7	6.8	
	2	支援のための環境整備に努めている。	7.0	41.0	40.1	11.6	8.7	56.3	26.9	8.1	
			5.3	42.4	37.4	14.9	7.3	55.1	△32.3	5.8	
	3	交流及び共同学習を行っている。	17.0	58.3	21.2	3.6	11.5	58.7	23.7	6.1	
			12.6	△65.6	18.5	3.3	10.2	61.4	22.8	6.1	
考察	【1 個に応じた支援の充実】については、特別支援教育に関する研修等において、これまで培ってきた個に応じた効果的な支援を教職員に周知し、教職員の資質向上に努め、引き続き、個に応じた支援の充実を図っていく必要があると考えられる。										
	【2 支援のための環境整備】については、令和5年度は市内全小中義務教育学校に特別支援学級を開設した。今後も、特別支援学級(情緒学級)や通級指導教室の設置、特別支援教育支援員や特別支援学級介助員の配置等の充実及び専門家チーム、学校訪問による学校支援体制の充実をより一層支援していく必要があると考えられる。										
	【3 交流及び共同学習の推進】については、教職員、地域・保護者共に肯定的な回答が70%を超え、昨年度と比較し増加している。コロナ禍を経て学習の状況に変化があり、以前より積極的に校内外で交流及び共同学習が行われていることが実感として回答に反映されたと考えられる。										

基本施策4 体育・健康・安全教育の充実

			教職員				地域、保護者			
具体的な取組			A	B	C	D	A	B	C	D
取組	1	生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための体育科教育の充実を図っている。	12.3	69.1	16.9	1.7	10.3	60.3	23.7	5.7
			12.6	▼64.2	21.5	1.7	12.6	57.8	23.3	6.8
	2	生涯にわたって健康な生活を送るための健康教育の充実を図っている。	9.3	73.2	17.2	0.3	9.7	66.4	19.6	4.3
			11.3	▼66.9	20.5	1.3	9.2	65.8	20.1	5.3
	3	児童生徒が安全に関する資質・能力を身に付ける教育の充実を図っている。	11.6	71.5	15.6	1.3	11.9	59.9	23.5	4.7
			11.3	69.2	18.2	1.3	10.4	62.6	21.1	6.3
考察			【1 体育科教育の充実】については、前年度と比べ、教職員の肯定的な回答が約5%下がっている。これは、体育行事の中止や授業内容の変更等、コロナ禍を経て、児童生徒の運動に親しむ機会が減り、体力低下への影響が要因であると推測される。今後は、生涯スポーツへとつながるよう体育科教育の更なる充実に努めていく必要があると考えられる。							
			【2 健康教育の充実】については、教職員、地域・保護者ともに肯定的な回答が75%以上となっている。今後、ESDを見据えた教科等横断的な食育の実践における残食率を減らす等各校における健康教育における課題を見据えた取組の充実及び講師を招いての講演等、一層の健康教育の充実に努めていく必要があると考えられる。							
			【3 安全教育の充実】については、肯定的な回答が、教職員、地域・保護者では80%以上、保護者では70%以上となっている。今後も中学校区と連携した防災教育及び保護者との引き渡し訓練の充実等、地域との連携をより深め安全教育の充実を図る必要があると考えられる。							

◆その他、お気づきのことがあればお書きください。

※無回答(特になし)…80.4%

※回答あり…19.6%

《主な記述》

【安心・安全な教育環境の整備について】

- ・学区の再編、割り振りは地域の実情や子どもの立場にたって考えてほしい。
- ・夏の気温上昇に対応して、教室のエアコン設置は大変有効だった。体育館や特別教室にもエアコン設置を希望する。
- ・学習環境に大きな差が生じないように取り組んでほしい。
- ・学校施設の老朽化に対する改修や整備は急務であると考える。
- ・それぞれの施策を進める教員の配置が必要だと思う。新しいことを実施するための配置を希望する。
- ・先生方の多忙さは解消されていないように見受けられる。教員を増やし、先生自身が余裕をもって指導にあたれるとよいと思う。

【教育内容の充実について】

- ・日頃、教育に労力を使われている先生方に感謝している。
- ・学校教育の重点目標としてSDGsを推進する活動はよい。保護者も含めた勉強する場を設けるともう少し理解が深まると思う。
- ・不登校支援、いじめ問題の対応等、教員の資質向上に期待する。
- ・日本語を母国語としない子どもに対する支援について、実状を把握し充実していく必要がある。
- ・ICT教育については、宿題もタブレットでする等、学校で使うだけでなく積極的に利用することを期待する。
- ・タブレットの持ち帰りについて早急に対応し、教育を受ける機会、選択肢が増えることを望んでいる。
- ・子どもや保護者が学校側に悩みを相談しやすいよう工夫がたくさんされていて、とてもありがたい。
- ・行き渋りや、教室に入れない、登校困難な子どもの受け入れに、学校内にもうワンクッションの場所と教員がいるとよいと思う。
- ・八千代市独自の産業や歴史・文化に触れる等、市や県に愛着がわくような活動が増えるとういと思う。
- ・教育サミットの取組について、学校ではしっかり取り組んでいると思うので、保護者等にも広く周知してほしい。

【特別支援教育の充実】

- ・特別支援教育の充実というテーマのもと、全校に特別支援学級を開設することはよいことだと思う。
- ・支援員、介助員について、増員と勤務時間の延長を希望する。

【体育・健康・安全教育の充実について】

- ・コロナ禍前までであったイベント事がなくなったり縮小したりしているのは残念なので、行事の見直しも含めて検討してほしい。
- ・性教育について助産師の講演等、専門家による正しい知識の提供の場を設定する等の取組を期待する。
- ・安全教育、防災教育の充実していく必要がある。

【本アンケートについて】

- ・八千代市での教育に関する取組がよくわかった。
- ・このアンケートの質問をもう少し簡単にわかりやすい言葉・内容にしてほしい。

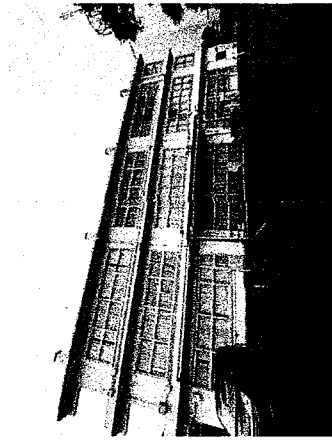
別紙

令和5年度 八千代市教育論文表彰者（敬称略）

総合部門（経験年数8年目以上）

賞	氏 名	学 校	論 文 名
最優秀賞	割柏 千津子	萱田小学校	子供一人一人のウェルビーイングを育む 通級指導の在り方
優秀賞	仲川 謙一	村上東小学校	具体を通して「感性」と「悟性」の一体的な充実の実現 ～コロナ禍で育まれなかったものを育むために～
奨励賞	齊藤 みなみ	みどりが丘小学校	“つながり”を意識した算数科の授業実現のために ～算数科研究校としての初年度の実践～
	河瀬 農	村上東中学校	校内研修を活性化させる取り組みの考察 ～研究通信で知識の共有化を目指して～

大和田図書館・大和田公民館複合施設の恒久的な施設のあり方について



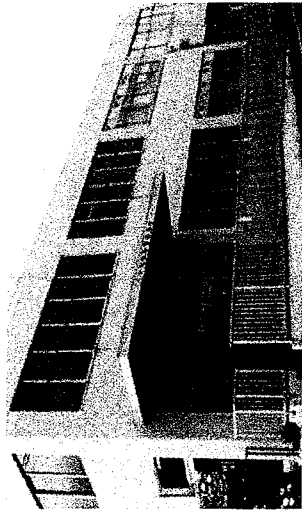
旧大和田図書館

(昭和36年度旧大和田中学校校舎として建設)

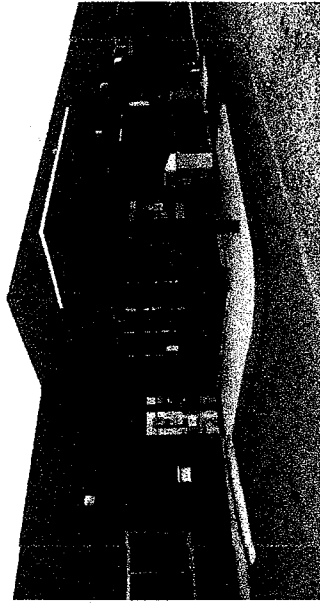


旧大和田公民館

(昭和51年度建設)



八千代市教育委員会



大和田図書館・大和田公民館複合施設

(令和元年供用開始)



八千代市新庁舎

令和5年度教育委員会第12回定例会

一部改正案に係る新旧対照表

目次

議案第1号 八千代市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則・・・1

議案第2号 八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・4

新旧対照表の見方について

- 1 左側に「現行」として現在の条文を、右側に「改正案」として改正案文が入った条文を表示しています。
- 2 原則として改正のある条だけを抜き出しています。
- 3 改正がない項及び号は、「(略)」としています。
- 4 改正案文に『第○条中「A」を「B」に改める。』とある場合
→ 現行（左側）のAと改正案（右側）のBに下線が引かれています。
- 5 改正案文に『第△条第□項を次のように改める。』とある場合
→ 現行（左側）の第□項全文と改正案（右側）の第□項全文に下線が引かれています。
- 6 改正案文に『第○条中「C」を削る。』とある場合
→ 現行（左側）のCに下線が引かれています。（改正案（右側）には下線はありません。）
- 7 改正案文に『第△条中「D」の次に「E」を加える。』とある場合
→ 改正案（右側）のEに下線が引かれています。（現行（左側）には下線はありません。）
- 8 改正案文に『第○条の次に次の1条を加える。』とある場合
→ 現行（左側）は、空白です。改正案（右側）は、加えた条の全文に下線が引かれています。
- 9 改正案文に『第△条を削る。』とある場合
→ 現行（左側）の削る条の全文に下線が引かれています。改正案（右側）は、空白です。

八千代市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

現行	改正案
(報告) 第43条 (略)	(報告) 第43条 (略) <u>(業務量の適切な管理)</u> <u>第43条の2 教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年千葉県条例第66号。以下「給特条例」という。)第11条の規定により、市立の義務教育諸学校等(給特条例第2条第1項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。)の教育職員(学校職員であつて、給特条例第2条第2項に規定する教育職員であるものをいう。以下同じ。)が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(学校職員の勤務時間等に関する規則(平成7年千葉県教育委員会規則第2号。以下「学校職員の勤務時間規則」という。)第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(学校職員の勤務時間規則第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合における当該休日を除く。)、当該代休日並びに職員の給与に関する条例第17条に規定する人事委員会規則で定める日以外の</u>

日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月において45時間

(2) 一の年度において360時間

2 教育委員会は、市立の義務教育諸学校等の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、当該教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月において100時間未満

(2) 一の年度において720時間

(3) 一の年度の初日から1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 一の年度のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により市立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員についての前2項の適用については、第1項

中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」と、第2項中「45時間」とあるのは「42時間」とする。

- 4 前3項に定めるもののほか、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

現行	改正案
(委員) 第7条 (略) 2～4 (略)	(委員) 第7条 (略) 2～4 (略) <u>5 委員の身分は、非常勤特別職とし、委員の報酬は、八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年八千代市条例第1号)に定めるところによる。</u>